

七ヶ宿町告示第33号

七ヶ宿農業振興地域整備計画の変更

七ヶ宿農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、本町に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。

令和8年7月7日

七ヶ宿町長 小 関 幸 一

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和8年7月7日から令和8年8月7日まで

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先並びに異議の申出先

七ヶ宿町字関 126

七ヶ宿町役場農林建設課